

要項第21号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会家族介護支援事業実施要項 （かいごの知恵袋教室・介護者のつどい）

（目的）

第1条 小美玉市社会福祉協議会家族介護支援事業（以下「事業」という。）は、高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、高齢者を介護すると思われる家族又は介護を援助しようとする者を対象に、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等について知識・技術を習得させる教室等を開催することにより、高齢者が住み慣れた地域で引き続き生活が送れるよう支援するとともに、地域で支える福祉を助長するものである。

（対象者）

第2条 事業の対象者は、市内在住で、高齢者を介護している家族、高齢者を介護すると思われる家族、介護を援助しようとする者等とする。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）かいごの知恵袋教室の開催
 - （ア）介護の技術や知識を習得させる教室等
 - （イ）介護に関する啓発及び普及
- （2）介護者のつどいの開催
 - （ア）在宅で要介護1から5までの要介護者を介護している家族2名までの交流事業
 - （イ）在宅で要介護1から5までの要介護者を介護している家族2名までのリフレッシュ事業
- （3）その他介護している者、介護すると思われる者を支援する事業

（負担金）

第4条 事業の利用者は、当該事業に要する費用の一部を、内容に応じて必要額を負担するものとする。

（事業の周知）

第5条 事業実施については、市内及び近隣市町介護保険事業所等との連携を図るとともに、広報誌に掲載、SNSでの発信及びチラシの作成等を通し

て，積極的な広報啓発を行うものとする。

（委任）

第6条 この要項の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この要項は，令和3年11月1日から施行する。